

移住世帯に最大 100 万円支援します

松川村移住・定住促進補助金のご案内

対象世帯

- 新たに住宅を取得し、松川村に居住する方（自治組合に加入すること）
- 新たに取得する住宅に 2 名以上で住む方
- 補助金申請時の年齢が 45 歳以下の方
- 土地・建物の所有権を 2 分の 1 以上有する方（申請者）



補助対象

前提として、居住の用に供する部分の延床面積が 50 ㎡を超え、かつ全体の 1/2 以上であることが条件です。

新築

- …①平成 29 年 4 月 1 日以降新たに土地を購入し、かつ建築確認を受けたもので自己の居住に供する建物
- ②土地および建物の取得費用が 1,000 万円以上のもの

中古

- …①平成 29 年 4 月 1 日以降に売買契約を締結した土地および建物（耐震基準を満たすものに限り）
- ②土地および建物の取得費用が 500 万円以上のもの



補助金額

転入者の場合	… 新築住宅	100 万円	／	中古住宅	50 万円
村内転居の場合	… 新築住宅	70 万円	／	中古住宅	30 万円

※転入者は、村へ移住した方で、過去 5 年間村に住所がない方が対象です
※過去 5 年間に住所があった方は、村内転居とします

移住する方にもすでに住んでいる方にも「住んでみたい、住んでよかった松川村」を実感していただくための事業です。ぜひご活用ください！
詳しくは松川村移住定住促進補助金交付要綱をご覧ください。



松川村役場 総務課 噂の田舎へ案内係

TEL 62-3111 E-mail tokumei@vill.matsukawa.nagano.jp